

第三次岩手県循環型社会形成推進計画（第五次岩手県廃棄物処理計画）中間案の概要

○計画策定の趣旨

趣旨：岩手県廃棄物処理計画の第5次計画として策定するとともに、**岩手県ごみ処理広域化指針の考え方を盛り込み**つつ資源循環の推進、ゼロエミッション化を始めとする3Rの取組や、循環型社会の形成を推進するビジネス・技術の振興を図るなど、循環型社会形成を推進するための本県における基本計画として策定

根拠：廃棄物処理法第5条の5、循環型社会形成推進基本法第10条

期間：令和12年度頃の長期的な社会を見通しつつ、**令和3年度から令和7年度までの5年間**

○循環型社会の形成に係る現状と課題

◇廃棄物の一層の3Rの推進

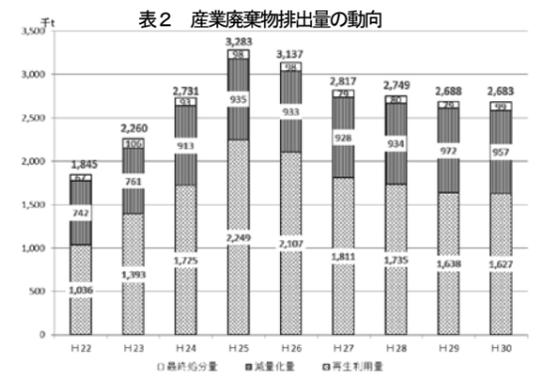
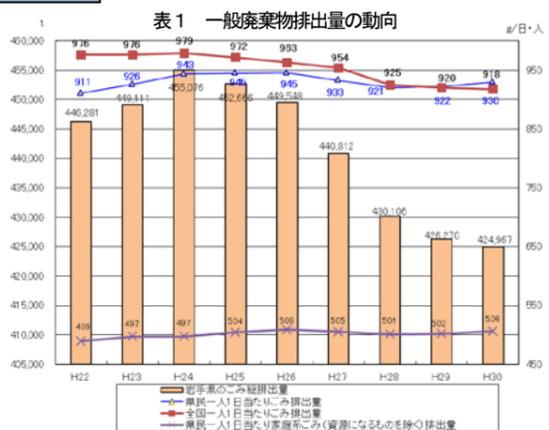
- 東日本大震災津波の影響等により、一般廃棄物・産業廃棄物の排出量は増加していたが、H25年度をピークに減少傾向となり、近年は横ばいで推移。
- 一般廃棄物**の排出量は、人口の減少等により今後も減少が見込まれるものの、**県民一人1日当たりのごみ排出量が横ばい**で推移していることから、廃棄物の排出抑制に向けて、多様な主体が、積極的に連携して再利用（リサイクル）はもとより、**2R**の取組をさらに進めることが重要
- 産業廃棄物**の排出量は、災害復興関連工事や老朽化した社会資本の更新等により、今後も**高止まりすると予測**されることから、産業廃棄物税等を活用した循環型地域社会形成推進事業を充実し、産業廃棄物の発生抑制・リサイクルやエネルギー活用による減容化をさらに推進することが必要
- 産業廃棄物処理業者の格付け制度、「岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業補助制度」等の各種事業により事業者の取組の支援を通じた**環境産業の育成の推進・地域振興の促進**が必要
- 廃プラスチック類をはじめとする**海岸漂着ごみ対策や食品ロスの削減に係る取組の推進**が必要
- 市町村をはじめとした多様な主体と連携して使用済小型電子機器等の高度なリサイクルの推進が必要

◇廃棄物の処理体制の構築

- 一般廃棄物・産業廃棄物とも最終処分場の残余容量は低下。各市町村等に対して3R推進や一般廃棄物最終処分場の確保を促進するとともに、いわてクリーンセンターの後継となる公共関与による**管理型最終処分場の整備の着実な推進**が必要。
- ごみ処理広域化については、**人口減少等地域の実情に応じた一般廃棄物処理施設の最適化**が必要
- 頻発する**大規模災害の発生に備えた災害廃棄物処理体制の強化**が必要
- 「脱炭素社会」の実現に向けて、廃棄物が持っているエネルギーの有効利用が必要

◇廃棄物の適正処理の推進

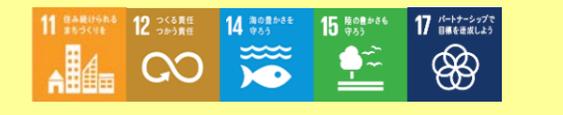
- 依然として廃棄物の不法投棄事案及び不適正処理事案は継続して発生しているため、引き続き撲滅に向けた**監視体制の強化**、排出者及び産業廃棄物処理業者への**指導監督の推進**が必要
- 青森県境不法投棄事件を契機として制定した『循環型地域社会の形成に関する条例』、『県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例』による、**自県（圏）内処理と適正処理の推進**が必要
- PCB特別措置法の期限が迫っており、**県内のPCB廃棄物の早期処理の推進**が必要。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故を起因として発生した**放射性物質汚染廃棄物の着実な処理**が必要



○目指す循環型地域社会の姿と考え方

○目指す姿

「地域の特色を生かした持続可能な地域循環共生圏が構築されたいわて」



○目指す姿を達成するための3つの基本的な考え方

1 モノのライフサイクル全体での徹底的な資源循環が行われる社会の構築

- 2Rの一層の推進に向けたライフスタイルの転換**
社会経済活動のすべての段階を通じて、廃棄物等の発生抑制、再使用を優先
- 新たな環境ビジネスの創出支援**
2Rを推進する機運を醸成するとともに、圏域の地域振興の担い手となる社会の構築
- 循環型地域社会を担う人材の育成**
先駆的な取組を行う事業者の支援、優良な関係産業の育成・関係団体との連携体制の構築
- 適正なリサイクル推進体制の確立**
有効部品・物質の回収体制（高度リサイクル）の構築、バイオマスエネルギー等の利活用体制の構築支援
- 海岸漂着物の発生抑制と回収・処理**
プラスチックごみの排出抑制や漂着ごみの回収・処理等、流域全体で、河川や海岸の環境美化、3Rの推進等推進

2 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築

- 廃棄物処理施設の設置の最適化**
持続可能な廃棄物処理体制の構築のため、次期公共関与型産業廃棄物最終処分場の着実な整備等を実施
- 地域の実情に即した効率的なごみ処理体制の構築**
地域の実情に応じて、ごみ処理施設の広域化等による効率的なごみ処理体制の構築
- 万全な災害廃棄物処理体制の構築**
市町村の災害廃棄物処理計画の策定を推進するとともに、関係機関等との連携体制を構築
- 放射性物質汚染廃棄物等の処理体制の構築**
人の健康や生活環境への影響をできる限り早く低減

3 廃棄物の適正処理が徹底され、住民にとって安全・安心な生活環境が確保された地域社会

- 不法投棄の撲滅**
産業廃棄物の監視体制を充実・強化、適正処理を推進
- PCB廃棄物の適正な処理**
未処理保管事業者等に対し必要な指導等を行い、処分期限までの計画的な処理を推進

○循環型地域社会の形成に向けた施策の展開

基本的な考え方の3本の柱に基づき、施策を展開。

